



No. 566

編集発行人 田中幹夫
治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟

〒113-0034
東京都文京区湯島2-4-4
平和労働センター全労連会館内
電話 03-5842-6461
FAX 03-5842-6462
振替 00110-6-97793
定価 50円

青森県版 第 350 号

〒030-0821
青森市勝田二丁目7-3
山脇ビル
TEL 017-721-9018
FAX 017-721-9019
青森県本部

同盟県本部第4回理事会を開催

中止とした二〇二二年県本部大会に替わり議案を討議承認

7月30日(金) 青森市ふれあいの館にて県本部第4回理事会を開催、5支部から14名の理事が参加(三八支部は欠席)しました。

(1)二〇二二年県本部大会は中止

コロナ禍により昨年に引き続き県本部大会は中止とせざるを得ませんでした。このために一年間の総括と次年度の方針、決算と予算、理事構成について県本部理事会にて討議、承認を行うという形をとりました。

(2)大会議案の討議

最初に事前に各理事に送付していた議案の討議に入り、事務局長より各項目についての報告が行われました。「学習」の項目について弘前支部より支部の学習についての報告があり、この点を議案に追加し「総括と

(3)理事会議案の討議

方針」を了承しました。その後「決算と予算」「役員・理事体制」について提案され、理事会体制については基本的に今年度を引き継ぐことで了承されました。

◎会員拡大の件ではこの一年間で会員数が前年度を下回ったこと、このことはここ数年來なかったことであり同盟活動を行う上でなんとしても避けたい状況となっていることが強調されました。このことを踏まえ一年前に各支部が検討した拡大目標に沿って行動していくことを確認しました。

この会議で弘前支部から2名、西北支部から2名の会員拡大をしたという、うれしい報告がありました。(翌日土十三支部からも1名拡大の報告あり)。

7月は5名の会員が増えるという最近にない結果となりました。

◎国会請願署名については二〇二〇年度が二二七六筆(七〇〇〇筆目標の34%)の到達に終わったことを総括し「多くの会員が参加する仕組みを作ることを具体的に進めることが一番の近道であること」を確認しました。弘前支部から署名目標を一五〇〇筆(現在二〇〇〇筆)にしたいとの提案がありました。

(4)その他

★県本部のコピー機不具合により中古を購入、各支部にカンパをお願いすることとした。

★弘前支部より弘前6月市議会に請願書を提出したことが報告された。結果は総務常任、本会議にて否決。この反対意見等について支部で学習を行うこととした。

以上を討議、確認し終了しました。

山毛樺
ふな

◆静岡県熱海市で発生した土石流災害の映像が連日テレビで映し出されている。様々な原因が論じられているが森林との因果関係はどうなのか究明が必要だ。◆日本は国土の七割が森林。その森林大

国日本が自然災害にもろい国土となつてしまった。根底に国有林の無計画無秩序な森林の伐採がある。伐採後の山林の手入れは放棄に等しい。自然豊かな下北半島などとは大昔の話。奥地奥山を見れば一目瞭然だ。◆私の居住する裏山国有林のことだが流れる小さな沢の麓に土石流災害防止としてダムが造られた。五年前には戦後植林されたこの裏山の杉を伐採、機械による木材搬出で山肌は西瓜模様の如く削られて地面が露出。無残な容姿となった。更にこの伐採跡地に営林署は引き続き保水力の劣る杉を植える計画であることがわかった。これでは人命を守れず集落も危ない。私は六年前最後の議会で保水力のある広葉樹への施業方法に切り替えるべきだと計画の変更を求めた。結果的に十五・六〇ヘクタールに四年事業でブナ三万本が植栽された。今、青々と育っている◆もうけ本位で国有林野事業を展開しては駄目だということを自公政権に言いたいのである。そうは言っても馬耳東風だろう。森林の活性と人間生活は表裏◆洪水水我が云きあとにきたれは許さない。さあ総選挙だ。

(下北・工藤孝太)

治安維持法国賠同盟青森県本部 二〇二一年第32回大会決議

(1) 国賠同盟の目的

(国賠同盟が掲げる基本スローガン)

- ① ふたたび戦争と暗黒政治を許すな！
- ② 21世紀を平和と人権の世紀に！
- ③ 「闘いと抵抗の歴史」を語り、復権を！

(「国」に対しての請願内容)

- ① 国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること
- ② 国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと
- ③ 国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること

(国賠同盟活動の基本)

(二つの運動目標)

- ① 治安維持法犠牲者等に対する国の謝罪と賠償の実現
- ② 治安維持法犠牲者等が憲法の平和と民主主義の礎を築いた功績の顕彰措置を実現

(四つの活動の基本)

- ① 二〇二〇年代の早い時期に数万人の会員を擁する同盟めざし会員の拡大と支部結成を

- ② 国会請願署名自主目標達成とすべての地方議会での意見書採択の運動を
- ③ 犠牲者等の発掘と名簿化・顕彰しその成果を「歴史の記憶遺産」として後世に伝えていく
- ④ 会費・募金の強化など中央・県・支部の諸活動を支える財政の確立

(2) 目的を達成するための諸活動

- ① 国会請願署名活動
- ② 地方議会請願活動
- ③ 顕彰・語りつぐ活動
- ④ 国賠同盟を多くの人々に知らせていく活動(街宣など)
- ⑤ 学習活動(同盟内外にむけて)
- ⑥ 他団体との協力・共同行動
- ⑦ 全国や東北同盟との連帯・交流
同盟東北ブロック交流集会の成功(同盟東北6県会員の学習と交流)
同盟全国女性交流集会の成功

(3) 諸活動を支える基盤の確立

- ③ 組織力の強化
 - ★ 会員拡大・民主的運営・支部活動の充実などの強化
 - ★ 「女性部」の組織強化
 - ★ 「青壮年部」確立の足がかりを
- ⑨ 財政を安定・強化させる活動

二〇二〇年度の活動と二〇二一年度に向けての方針

1、国会請願署名

(目的・意義)

☆国会決議を勝ち取るための最大の行動(第二の参政権)
☆「治安維持法犠牲者国家賠償法」の制定をめざす

(二〇二〇年度の活動報告)

① 二〇二〇年度の署名目標は各支部の目標を合算し七〇〇〇筆に変更。二〇二〇年九月の県本部理事会にて各支部ごとの自主目標が出されこの数字を目標に進めていくことを確認しました。また「不屈通信」などで繰り返し要請をおこないました。署名到達は二二七六筆(32.5%)となり目標未達成という結果となりました。

(二〇二一年以降の署名到達数)

二〇一三年度	六〇九五	(76%)	目標	八〇〇〇
二〇一四年度	五一一六	(64%)	"	"
二〇一五年度	五四九三	(69%)	"	"
二〇一六年度	四七六七	(60%)	"	"
二〇一七年度	四四六一	(56%)	"	"
二〇一八年度	三七一九	(46%)	"	"
二〇一九年度	二七一五	(34%)	"	"
二〇二〇年度	二二七六	(33%)	目標	七〇〇〇

全国合計は九八〇〇〇筆で四年連続二〇万筆を割り、二〇二〇年度は一〇万筆を下回る結果となりました。この傾

向は青森県でも続いています。

○署名を集める行動は国賠同盟を多くの人々に理解してもらう重要な役割です。

○署名を集めてくれる協力会員数、署名集約数が少ないという大きな課題をどう克服していくか、四四〇名の会員の力をどう発揮してもらうかの具体化を検討し実行しない限り展望は開けません。

② 二〇二一年国会請願行動は五月十二日「コロナ禍」の中9都道府県六四名の参加でおこなわれました(青森は不参加)。総選挙で同盟の要求に賛同する紹介議員を増やすことが重要です。

(二〇二一年度の方針)

① 二〇二一年度の署名目標については六五〇〇筆とします。「有権者比1%」(青森県では一一、〇〇〇筆)の中央目標をめざすことが重要です。会員1人あたり二〇名の目標となります。署名数減少の流れをどう打開していくのかの検討を全支部で取り組み、全会員が参加する取り組みを作り上げていくことに全力を上げます。

② 署名内容をもう一度学習しましょう。署名要求項目と現在の「戦争法廃止」「共謀罪廃止」「憲法守れ」の運動との関連を深めることが今後の署名活動の進展につながります。

2、地方議会請願

(目的・意義)

☆「国会決議」を勝ち取るうえで地方からの決議は大きな力

(二〇二〇年度の活動報告)

国賠同盟は「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)を成立させる国会決議をめざしており、この実現に向けて地方議会での請願行動・採択は大きな力となります。

二〇二〇年十二月十七日西北支部が五所川原市議会に提出していた同盟請願が11:10で可決されました。二〇一九年六月の同盟全国大会以降では全国初の快挙。西北支部結成以来毎年請願に取り組んだことと共産党議員との密接な連携が大きな力となりました。

(二〇二一年度の方針)

①全支部で地方議会請願行動に取り組むこと。一つの成功例は全国・県への大きな励みになります。また採択に至らずとも議会議事録に残ります。

②請願行動を多くの支部会員で取り組む(学習・資料作り・議員への要請行動など)体制をつくるのが運動であり力となります。支部全体で行動しましょう。

③県内全市議会への請願を引き続きおこなうよう計画をつくり実行に移します。また青森県議会への提出を検討します。

3、犠牲者顕彰と語りつく活動

(目的・意義)

☆侵略戦争と大弾圧の時代に生命をかけて活動した先達の人々の生き方、そしてその時代を深く学ぶこと

(二〇二〇年度の活動報告)

(1)三・一五、四・一六弾圧記念集会

事です。県民に知らせていく方法等について検討し来年以降も充実した、より参加者も増える取り組みをめざします。

③これからも過去の侵略戦争と弾圧に関わる事実を学ぶとともに、同盟がやらなければならない「闘いと抵抗の歴史」を語り伝えるという重要な役割に沿うテーマを追求していきます。特に青壮年の参加増、計画に関わることができるよう企画について検討していきます。

④県内各地域における犠牲者発掘・顕彰活動に取り組みます。支部によるこの活動を支部活動のメインのひとつとして推進できるよう検討していきます。

4、宣伝活動

(目的・意義)

☆「国賠同盟」の存在と活動内容を知ってもらい、理解してもらい、共に「戦争反対」の行動をやりましょうと呼びかける(同盟運動を国民運動に！)

(二〇二〇年度の活動報告)

(1)二〇二〇年八月一日、国賠同盟が毎年おこなっている終戦記念日行動では4支部で地域での街頭宣伝(東青・弘前・上十三・下北)をおこないました。青森市では高橋千鶴子衆議院議員も参加しマイクを握るなど十五名が参加しました。弘前市では二ヶ所のべ十七名でバタバタつるを対話しながら手渡し、上十三支部では三名で六戸町、おいらせ町(初)にて街宣活動をおこないました。下北支部では下北9条の会と共に街宣を実施。5支部でチラシ折込(県全体で二八五〇

四月開催を目指す県同盟最大の集会は昨年に続き二年連続で中止となっています。また県本部結成三〇周年事業もおこなうことができていません。コロナの状況を踏まえ開催をめざします。

(2)第34回相沢良を語りつくつどい

「コロナ禍」により中止としました。

(3)「永島暢子を偲ぶ会」墓前祭「菊の花忌」

二〇二一年四月二日八戸市大慈寺の永島家墓地において第八回菊の花忌がおこなわれました。永島暢子は旧名川町(現南部町)出身の社会運動家、女性解放運動の先駆者です。永島暢子を顕彰しその遺志を引き継いでいく目的で二〇一四年から毎年埋葬された四月一二日に偲ぶ会が主催しおこなわれています。八回目となる今回二十三名が参し遺志の継承を誓いました。

(4)治安維持法犠牲者名簿の作成

橋本副会長がライフワークとして心血を注いだ名簿は二〇一八年六月に完成しました。二九五名が掲載されています。今後の同盟活動の大きな資料として生かしていきます。

(二〇二一年度の方針)

①三・一五、四・一六弾圧集会は一九九一年(一九九〇年に県本部創立)に第一回を開催して以降二十六回開催しており全国に誇れる同盟の「先輩から託された宝」です。今後も国賠同盟ならではの講師を選定し一〇〇名を超える参加者で成功させるよう取り組みます。

②「相沢良を語りつくつどい」「永島暢子墓前祭」は顕彰活動として県同盟が次世代に引き継いでいくべき内容をもった行

枚)をおこないました。

(2)県・東青では二〇一四年九月から毎月一回の街宣を実施、二〇二一年三月の行動で七六回目となりました。しかし「コロナ禍」により不定期な実施を余儀なくされました。今年度は「治安維持法犠牲者への謝罪と賠償を」「共謀罪廃止」「改憲を許すな」などを市民に訴えました。弘前支部、上十三支部(2/20小林多喜二虐殺された日・3/15・4/16・8/15・12/8)でも決めた定例日や記念日に街宣行動をおこなっています。

(二〇二一年度の方針)

①全支部での街宣の実施・定例化を目指します

②多くの会員が参加できるような呼びかけと方法などを検討していきます

5、学習活動

(目的・意義)

☆同盟は戦争・抵抗・弾圧の実態を広く深く知り・学び・伝えていくことが原点

☆先の戦争を学び活動に生かすことが自公政権と闘う大きな力

(二〇二〇年度の活動報告)

①国賠同盟は一九六八年三月十五日、青森県本部は一九九〇年四月二十一日結成。創立当初は「治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を」の要求を全面に、現在はさらに「闘いと抵抗の歴史を語り復権を」を掲げ運動を続けています。自公政権は現在も「治安維持法は適法に制定。謝罪も賠償も必要ない」

との許されない対応をとっています。この攻撃に対抗するには「歴史的事実を基にした、国民の立場に立った歴史認識」を「学習」し多くの人々に知らせていく活動が求められます。

②各支部での様々な学習活動

○東青支部会議では月一回の定例理事会時、主に情勢を中心に「治安維持法と現代」や「前衛」などを使って毎回学習を行っています。十二月十五日には「種まく人びと」上映会を開催。浪岡からも六名が参加し当時の状況などについて学びました。

○下北支部では十月四日の支部総会時会員による「樺太緊急疎開引き揚げ船第2新興丸」について体験報告を受け学習しました。

○上十三支部では九月二十六日の総会時「治安維持法と現代」を使い「治安維持法と山宣」等について学習しました。○弘前支部では役員会時、「治安維持法と現代」を使って学習をおこなっています。

(二〇二一年度の方針)

①全支部で「学習」が基本的活動として定着するような形をめざします。

②「出張出前学習会」の開催要請を民主団体に再度働きかけていきます

③戦争体験や侵略戦争、弾圧と抵抗の歴史を青壮年層に伝えていく活動をどう具体的に作っていくのかの検討をしていきます。「青森県同盟学習テキスト・資料」の活用も検討していきます

7、国賠同盟東北ブロック交流集会

(目的・意義)

☆国賠活動全般について他県連の報告や交流を通し直に学ぶことができる場

(二〇二一年度の活動報告)

①二〇二〇年秋に福島において開催予定の東北ブロック交流集会は中止になりました。

②二〇二〇年九月十五日仙台において「同盟東北ブロック各県交流会」がこなわれ各県の会長・事務局長が参加、東北ブロック交流集会が中止となったことを受け東北全体の同盟運動の状況や課題について討議がこなわれました。

(二〇二一年度の方針)

①「二〇二一年東北ブロック交流集会in福島」に全支部からの参加を、県全体で一〇名以上の参加者をめざします。

②交流集会への参加を支部役員だけではなく多くの会員に呼びかけること、この運動の中で会員拡大にも取り組みます。

8、青森県同盟の組織強化

★民主的運営・支部活動の充実・会員拡大など

(目的・意義)

☆「ふたたび戦争と暗黒政治の道」をめざし暴走する自公政権と対峙する組織の確立

☆過去の侵略戦争・国民監視と弾圧に向き合う唯一の全国組織

④治安維持法や国賠同盟活動を紹介するうえで「DVD種まく人びと」の活用を図っていきます

6、他団体との協力・共同

(目的・意義)

☆「九条守れ」「共謀罪廃止」など国民弾圧法を許さない共同行動を広げていくことに全力をつくす

(二〇二一年度の活動報告)

①「コロナ禍」の影響によりさまざまな集会等が縮小や中止となりました。しかし自公政権は国民生活破壊、平和破壊の道を突き進み改憲策動も進めています。自公政権no!の闘いは国賠同盟として、また地域での同盟会員・九条会員として取り組みを進めています。

②この間消費税、原発、年金、平和、憲法など様々な集会・行事に同盟、同盟会員として参加し協力・共同の闘いの一翼を担って奮闘しました。

(二〇二一年度の方針)

①「戦争法廃止」「憲法守れ」「共謀罪廃止」などの共同の闘いに全力を尽くします

②特に「戦争」「権力による国民監視・弾圧」に関係する闘いについては国賠同盟が組織の存在意義をかけて取り組むべき課題です。この闘いにおける同盟ならではの貢献(「戦争反対」の闘いに、より確信を持つことができる学習での協力など)を検討していきます

☆民主的な組織運営・支部活動の充実こそ組織発展の「要」

(二〇二一年度の活動報告)

(1)民主的・原則的な組織運営、支部活動の充実をめざす

①県本部は月二回の事務局会議、県本部理事会は二ヶ月に一回開催とする予定を組んでいますが、コロナや会長の体調もあり県理事会は二〇二一年一月、五月が中止となりました。二ヶ月の間を埋めるために「不屈通信」を理事会前に送り会員拡大、署名、議会請願、街宣、学習などの状況を事前に把握できるようにしています。

②県本部の事務局体制が弱まっています。人材さがしも含め強化の方向を探ります。「県版不屈」についても課題があります。「コロナ禍」により同盟や民主団体がおこなう企画・行事などが中止に追い込まれているため記事不足となっています。紙面構成や会員の 稿を増やすなど多くの意見を聞きながら改善を図っていきます。

③同盟中央についても二〇二〇年六月の中央理事会、二〇二一年六月の全国大会は中止、二〇二一年四月二十六日にオンラインでの中央常任理事会が久々の会議となりました。この状況もあり二〇二一年三月二〇日に最上健造中央副会長(秋田県本部会長)が来青し意見交換の場を持ちました。

(2)同盟会員の拡大について
会員数

二〇一三年七月三十日(国賠同盟全国大会時) 三二七名
二〇一四年七月十二日(青森県本部25回大会時) 三二三名
二〇一五年七月十一日(青森県本部26回大会時) 三四七名
二〇一六年七月三十日(青森県本部27回大会時) 三六一名

9、財政の課題

(目的・意義)

☆活動内容と財政のアンバランス、活動の多くをカンパに
依拠する現状を少しでも改善していく道の追求

- ② 国賠同盟第31回全国女性交流集会(二〇二一年)への取り組みを強め全支部からの参加をめざします。
- ☆「青壮年部」確立の足がかりを
(目的・意義)
☆同盟運動を次世代に引き継ぐこと、青年の「戦争反対・平和」要求実現を共に
- (二〇二一年度の活動報告)
- 治安維持法犠牲者の現存者が数名ほどになりました。相沢良や小林多喜二など当時生命を賭して闘いぬいた活動家の多くは二〇代、三〇代の青年でした。このことも含め多くの青年への呼びかけは重要です。今後の同盟を考へても青年層との対話、組織化は必須の課題です。一歩でも進むよう対策をしていく必要があります。現在青年部を組織しているのは高知・奈良・東京の三都県です。
- (二〇二一年度の方針)
- ① 青壮年部員の人数、所属などを把握し、会員を増やします
 - ② 「青壮年部」結成の足がかりをつくります
 - ③ 戦争・平和・国民への監視弾圧などについての「青年の思いや要求」を把握することに努め、共に実現をめざす行動をめざします

(二〇二一年度の方針)

- ① 中央本部・県本部・支部財政を支える会員増に全力をあげる
- ② 会費以外のカンパ活動についてはより多くの会員・会員外の方に幅広くお願いするための具体策を検討していく
- ③ 活動賛助制度の検討と具体的開始

★「女性部」の組織強化

(目的・意義)

☆戦前選挙権も認められず、自由も人権も大幅に制限、無視され抑圧された時代と、その中で戦った先達の活動を学び、生かす

- (二〇二一年度の方針)
- ① 県、支部での原則的・民主的運営を進めます
 - ② 支部と会員との結びつき、ネットワークの構築に全力をあげます
 - ③ 会員拡大は組織の目的達成の大きな力。会員五〇〇名の足がかりを築きます
 - ④ DVD「種まく人びと」を活用し小集会などあらゆる場面でも上映会を進めましょう
 - ⑤ 県全体の会員名簿管理をします(各支部で作成している会員名簿を基本に)

二〇一七年七月 八日(青森県本部28回大会時) 三七七名
二〇一八年七月 七日(青森県本部29回大会時) 四一八名
二〇一九年八月 十日(青森県本部30回大会時) 四四一名
二〇二〇年七月十七日(青森県本部31回大会時) 四四九名
この一年間での会員の推移は六月三〇日現在会員増(14)名、会員減(21)名となり(7)名減で(442)名となりました。この間着実に会員を増やしてきた県同盟は残念ながら久しぶりにマイナス成長となりました。各支部の目標拡大数は五〇〇名を超えています。「コロナ禍」の困難さを踏まえつつ三八支部結成時の大奮闘(経験・教訓など)をあらためて学び直し着実に前進するスタイルの構築が求められます。

(二〇二一年度の活動報告)

青森県女性同盟員は県本部・支部活動の中心を担っています。女性の組織率はどの支部も半数近くになっていますが、支部女性部はまだ一つも確立されていません。県本部女性部も役員体制が取れない状況が続いています。同盟中央は「県・支部の女性部確立を早急に」と呼びかけています。その理由として

① 女性部は、女性犠牲者が治安維持法による過酷な弾圧に抗して、女性の地位と尊厳を確立するために生命を賭して闘い抵抗した歴史を受け継いでいる

② 女性他団体との交流によって同盟への理解と影響力を広げることこのことを踏まえ女性会員の比率を高め組織化を目指すことが求められます。

*二〇二〇年十一月に予定されていた「第30回同盟全国女性交流集会」は中止となりました。

*二〇二一年一月二十九日に「青森市民活動企画展」(青森市男女共同参画)がおこなわれました。この企画に県女性部が主催し「『世帯主制度』と男女平等を考える」のテーマで学習を開催。コロナ禍の中東青支部中心となりましたが九名が参加しました。

*二〇二一年三月八日の国際女性day青森中央集会では「世界の女性と手をつなぎ平和、ジェンダー平等へ」のスローガンのもと30余名が参加しました。

(二〇二一年度の方針)

- ① 支部での女性部づくりを力を注ぐこと、県本部女性部の役員体制確立を急ぎます。

☆より合理的で実務軽減につながる会費請求・納入制度・体制の検討

(二〇二一年度の活動報告)

会員拡大をさらに進めるためには入会後の集金体制、お金の帳簿の管理体制の確立が重要です。会員との信頼関係にも影響します。

- ① 二二〇名を擁する東青支部では会費納入制度の改善を進めて三年目となり成果が見えてきています。コロナ禍の中会費の回収率は90%の到達「会費を集めることは会員の心を集める活動」と位置づけ会員訪問を続けてきました。組織のブロック体制・班づくりが急務です。また多くの会員の会計把握が困難をきたしつつあるのも大きな問題として存在し、このことが会員拡大に少なからず影響を及ぼします。担当者の複数化が緊急の課題です。

② 県、中央への会費納入額についてあらためて各支部の会員数、夫婦会員、免除会員などを調査しました。

③ 中央財政・青森県本部財政も会費だけでは組織活動はできず、年末カンパをはじめ必要時に会員内外にカンパをお願いしています。しかし同盟の活動を縮小させることは情勢的にもできません。さらに大きくしていくためにも会員の拡大と、そしていまだ手をつけていない会費以外の活動賛助制度の開始をめざします。

(二〇二一年度の方針)

- ① 中央本部・県本部・支部財政を支える会員増に全力をあげる
- ② 会費以外のカンパ活動についてはより多くの会員・会員外の方に幅広くお願いするための具体策を検討していく
- ③ 活動賛助制度の検討と具体的開始



私が出会った子どもたち……③③ Ⅱ 人間、やさしささえあれば……Ⅱ

中村 修 (元小学校教師)

20代の教員になりたての頃、津軽半島突端の小さな学校に赴任したことがある。臨時教員だったので12月という年度途中からの病休代替の赴任であった。

それまで勤めていた学校に午前中勤務し、午後から衣類を詰めた行李と文房具の入った段ボール箱1個を自家用車に積んで単身で宿生活だ。

初めて訪れた村の入り口が急に狭く感じて胸が音を立て

てキュツとなる寂しさを感じた。17人の2年生の子ども達にぎやかに迎えてくれ、少しほっとしたことを覚えていた。中でもひととき体が小さく、つぶらな瞳を精いっぱい眼差しで私に向けてくれる少女がいた。豆太だ。

豆太とは、のちに私が呼んだ愛称だ。少女の名は、ルミ子。時は冬將軍が荒れ狂う寒さの絶頂期。とりわけ、津軽半島の海風半端ではない。豆

太は、頬を真っ赤に染め、驚くことに学区の一番遠距離から40〜50分かけて、一人で通学していることが分かった。

豆太と一緒に「通学路」を辿って豆太の自宅へ歩くことになった。「こんなに体の小さな女の子が、

どのようにして一日も休むことなく通学できているのだろうか」私の疑問は、じつとしていては解消されない衝動に駆られていた。よりによって、選んだ日は、屈指の猛吹雪の日だった。腰きりの雪深い山育ちの私だったが、凍てつく海からの風を体験したのは初めてのことだった。

「通学路」などという生易しいものではない。全行程海沿いの道路のため、容赦なく波しぶきが襲い掛かり、吹き飛ばされて海岸へ転落しそうな箇所が連続する。「センセイ、大丈夫？」何度も豆太から励ましの声をかけてもらった。件の難所に指しかかった時「センセイ、ちよつと待って！」と、足止めをされた。目の前の「通学路」に大波が押し寄せては引く。何度目かの瞬間「今だよ、センセイ！」と、豆

太のゴーサイン。その俊敏な動きに私は遅れを取り、波しぶきの攻撃に見舞われた。

縁あって私は、臨時職員としては異例の一年間を豆太らとともに過ごした。夏の穏や

かな日などにも豆太とともに「通学路」を歩いた。父とともに漁業を営む豆太の母は、海沿いの入り江の上で猫の類ほどの畑を耕していた。豆太と違って、骨太でたくましい。何度目かでようやく豆太の強さが分かった。母の生きる姿を豆太が写し撮っているのだと。

実は、私が豆太と愛称したのはこの時からだった。物語絵本『モチモチの木』に登場する主人公が豆太であった。山奥に木こりのじさまと二人暮らし。臆病者で夜には必ず「じさまア」と呼んで、じさまの助けを借りて小便を放つ少年だ。ある時、腹痛を起こして苦しむじさまを助けた一心で里の医者様まで真っ暗闇の山道を走り抜く。「自分で自分を弱虫だなんて思うな。人間、やさしささえあれば、やらなきゃならねえことは、きつとやるもんだ。」と、じさまが諭す。

ルミ子の芯の強さは、やさしさに裏打ちされたものなのだろう。



絵手紙 柳谷 マサ子 (むつ市在住)